

## （調査内容について）

### 【基準日について】

Q1. 調査の基準日はいつですか。

A1. 平成29年3月1日です。

なお、研修実態については、3月31日までの受講予定を含めて調査して下さい。

### 【調査対象校について】

Q2. 調査対象校について、教えてください。

A2. 調査対象となる学校は、公立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）とし、原則として平成29年3月1日に実体のある学校とします。

各都道府県ごとに、先日実施しました対象校一覧を送付しますので、ご確認下さい。

### 【基準日以降に統廃合された学校の扱いについて】

Q3. 例えば平成29年3月末に閉校する学校も、調査対象となるのですか。

A3. 調査の基準日が平成29年3月1日ですので、調査対象となります。

### 【「教員」の範囲等について】

Q4. 「教員」について定義はありますか。

A4. この調査でいう「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師を指します。

Q5. 司書教諭は「教員」に含まれますか。

A5. 含まれます。

Q6. 実習助手も調査対象になりますか。

A6. 実習助手は調査対象ではありません。

※なお、育児や病気療養等のため休職中及び再任用の教員も調査対象ではありません。

Q7. 「学校情報セキュリティポリシー」の参照先を詳しく教えてください。

A7. 『教育の情報化に関する手引き』が文部科学省のHP上で公表されています。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm)

このページの【第6章校務の情報化の推進】のP160～161を参照してください

い。

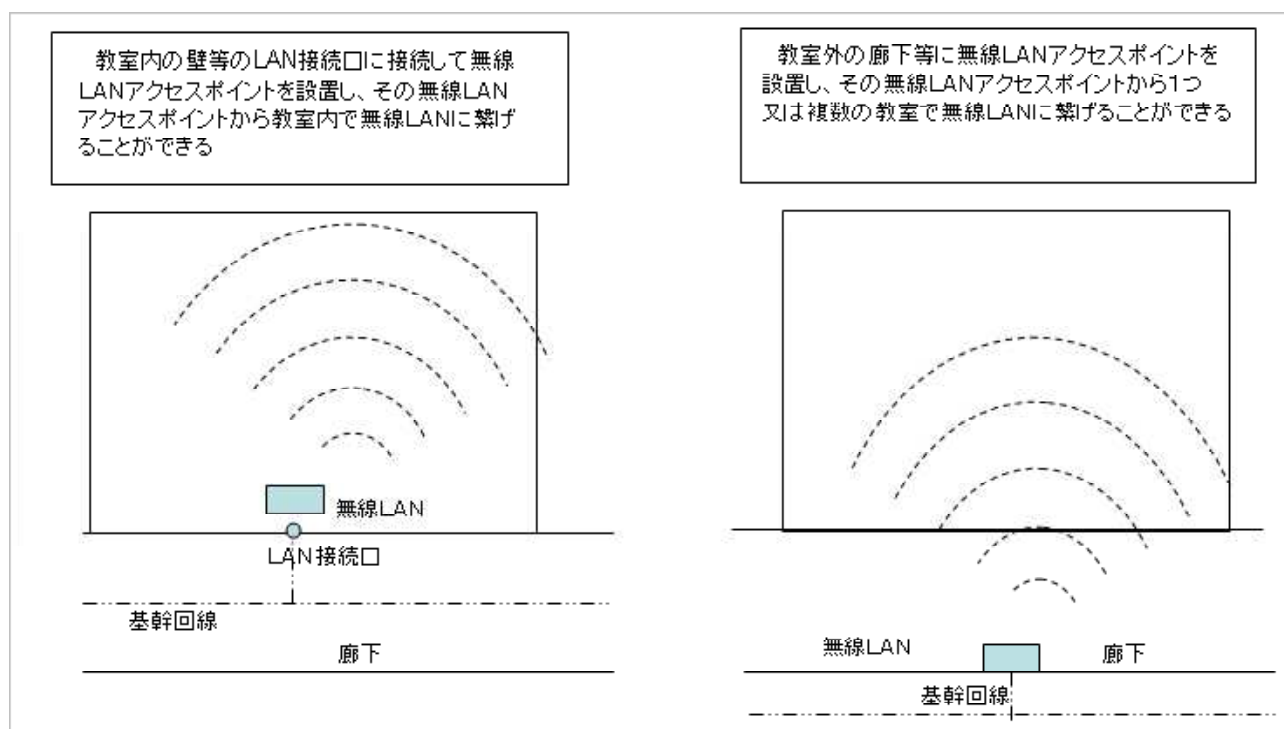
【コンピュータ等の整備の実態について】

Q8. 2. (1)で「主として教育用に利用しているコンピュータ（教育用PC）」であるノート型PCを、職員室等で保管し、どこでも使うようにしていますが、2(1)の設置場所はどの教室とすればよいですか。

A8. 主にどの教室で使用する目的で設置しているかで、ご記入下さい。それがない場合は、主にどの教室で使用しているかで、ご記入下さい。

Q9. 「無線LAN整備済教室等数」について、教室内は無線なのですが、アクセスポイントまでは有線でLANを整備（下図参照）しています。このような場合は「無線LAN整備済教室等数」にカウントするのですか。

A9. 「無線LAN整備済教室等数」としてカウントしてください。



※なお、可搬型の無線LANアクセスポイントの場合、無線LANアクセスポイントを接続した教室のみインターネットに接続可能であることから、無線LANアクセスポイントの台数を無線LAN接続済教室等数とする。また、設置場所は、主にどの教室で使用しているかで、ご記入ください。

Q10. 「インターネット接続可能教室等数」について、教室で、LANにコンピュータを接続すればインターネットに接続できるのですが、3月1日現在で、教室にコンピュータがありません。そのような場合でもカウントしていいのですか。

A10. コンピュータをLANに接続すれば可能ということなので、カウントしてくだ

さい。

Q11. 「体育館」について、教室等数はどのようにカウントをするのですか？

A11. 体育館の中にある教室数は、準備室や倉庫、更衣室なども含めて体育館として1カウントとしてください。ただし、同じ建物に児童生徒が運動を行う部屋（武道場など）が別にある場合は、別途カウントしてください。

Q12. 2（5）周辺機器等台数について、電子黒板機能付のデジタルテレビについては、③デジタルテレビ、⑤一体型電子黒板のどちらでカウントすればよいですか？

A12. ③デジタルテレビ、⑤一体型電子黒板の両方にカウントしてください。

同様に、④に該当するデジタルチューナー付きのモニターに、電子黒板機能が付加されたユニット型電子黒板については、④、⑦両方にカウントしてください。

Q13. 2（5）周辺機器台数について、プロジェクタのカウント方法について次のケースの場合、どのようにカウントすればいいですか。

・各教室に固定式のプロジェクタが設置されており、授業では主に持ち運び用のノートPCと電子黒板の専用ユニットをセットにして、電子黒板として使用しています。この場合、プロジェクタは、「電子黒板」・「プロジェクタ」、どちらでカウントすればいいのですか。

A13. 上記のように電子黒板として使用するプロジェクタが複数台ある場合は、電子黒板の専用ユニットの台数分は電子黒板として、それ以上の台数分はプロジェクタとしてカウントしてください。

例えば、5台のプロジェクタに対して電子黒板の専用ユニットが2台ある場合は、

電子黒板・・・2台（ユニット型）

プロジェクタ・・・3台

とカウントしてください。

Q14. 電子黒板のタイプを詳しく示してください。

A14. 下の絵のように分類されます。



①一体型電子黒板



②ボード型電子黒板



③ユニット型電子黒板

※プロジェクタ型電子黒板（プロジェクタに電子黒板機能が内蔵されており、黒板又は、ホワイトボード等のスクリーンに投影するタイプ）は、「⑧その他タイプの電子黒板」にカウントしてください。

Q15. 実物投影機、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板について、各教室を移動させて使用することを前提としている場合は、どの教室に分類すればいいのですか。

A15. 主に授業で使用する頻度の高い教室に分類してください。

Q16. 電子黒板は地上デジタル放送が視聴できないとカウントしてはいけないのですか。

A16. 地上デジタル放送が視聴できるかどうかに関わらず、電子黒板機能を有しているものについては、カウントしてください。

Q17. 2(6)①校務支援システムの整備主体について、「校務支援システム」の例示として調査票では、校務文書に関する業務、教職員間の情報共有、家庭や地域への情報発信、サービス管理上の事務、施設管理等を行うことを目的とし、教職員が一律に利用するシステムとしているが、これらの例示全てに該当していないとカウントしてはいけないのですか。

A17. 上記機能のうち、どれか一つでも整備されているのであれば、整備しているとカウントしてください。

Q18. 2(6)①校務支援システムの整備主体について、併用して整備している場合とは、例えばどのような場合がありますか。

A18. 例えば、教育委員会において一括して整備された校務支援システムの機能以外で、学校が校務の効率化のために必要とする機能を持った校務支援システムをそれとは別に導入しており、両方の校務支援システムを併用して活用しているような場合が考えられます。

Q19. 2(6)統合型校務支援システムの例示として調査票では、教務系(成績処理、出欠管理、時数等)・保健系(健康診断票、保健室管理等)、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムとしているが、これらの例示全てに該当していないとカウントしてはいけないのですか。

A19. 上記機能のうち、2つ以上の機能を有し、かつ教務系の機能を有しているものを統合型校務支援システムとみなしてください。

Q20. 2(6)③校務支援システムのネットワーク構成機関とは何ですか。

A20. この調査でいう校務支援システムのネットワーク構成機関とは、自校が活用している校務支援システムのコンピュータネットワークにおいてつながっており、情

報、ソフトウェアを共有する全ての機関のことを言います。

例えば、学校と教育委員会が校務支援システムのネットワークを利用して事務連絡等をやり取りしている場合、学校と教育委員会は当該システムのネットワーク構成機関といえます。

2(6)③では自校以外で当該システムのネットワークを構成する機関について、チェックして下さい。

Q2 1. 2(6)④校務支援システムの運用形態について、パブリッククラウドとプライベートクラウドとの違いは何ですか。

A2 1. この調査でいうパブリッククラウドとは、不特定多数のものが利用することができ、例えば、通信関係企業等のウェブサイトに置いているシステムを様々な機関や個人が利用しているといった形態のことです。

一方、この調査でいうプライベートクラウドとは、特定の限られたものだけが利用でき、例えば、学校や教育委員会のウェブサイトに置かれたシステムを特定の限られたものが利用しているといった形態のことです。

Q2 2. 2(6)⑤校務支援システムの活用の用途について、「その他」とは何ですか。

A2 2. ここでいう「その他」とは、給食費等の徴収金管理など2(6)⑤で示している、「校務文書に関する事務」～「施設等管理」以外の活用用途のことです。

#### 【教員のICT活用指導力等の実態について】

Q2 3. 3. 「教員のICT活用指導力等の実態」の「授業中にICTを活用して指導する能力」欄について、校長、副校長、教頭、養護教諭等、授業をしない教員については、どのように 回答すればよいですか。

A2 3. 校長、副校長、教頭、養護教諭等についても、授業を行うことを仮定してご記入下さい。

Q2 4. 3.(1) 教員のICT活用指導力の状況について、教員の数が多い場合などに、簡単に集計する方法はありますか。

A2 4. 「集計ファイル」を用意していますので、お使い下さい。

集計ファイルには、入力シートと出力シートの2種類のシートがあります。入力シートに、各教員が自己評価した結果を以下のとおり点数化して、各列に入力して下さい。出力シートにそれらを集計した結果が表示されます。この結果を調査票3.(1)に転記して下さい。

なお、集計ファイルへの入力ミス、調査票への転記ミスがないようご注意ください。  
※「わりにできる」を4点、「ややできる」を3点、「あまりできない」を2点、「ほ

とんどできない」を1点として、入力シートに入力してください。出力シートに自動的に人数が反映されますので、調査票に転記してください。

【研修の受講について】

Q25. 3. (2) ①研修の受講状況について、1人の教員が複数の研修を受けた場合はどのようにカウントするのでしょうか。

A25. 「1人」とカウントして下さい。

Q26. 3. (2) ②受講した研修の実施主体の定義を教えてください。

A26. 各研修の実施主体の定義は下記のとおりです。

国・独立行政法人・・・国あるいは独立行政法人が主体となって実施する研修。

都道府県・・・都道府県教育委員会等が主体となって実施する研修。研修会場は教育センターに限らず、学校や民間企業等の提供する施設の場合も含む。

市（区）町村・・・市（区）町村の教育委員会等が主体となって実施する研修。

研修会場は教育センター等に限らず、学校や民間企業等が提供する施設の場合も含む。

学校・・・学校が主体となって企画運営する校内研修。地域の研究会等が主体となって企画し、学校の施設を利用して行う研修は「研究会等」を選択する。

教科等の研究会・・・教科等に関する教育研究会等が主体となって企画運営する研修。研修会場は学校に限らず、民間企業等の提供する施設の場合も含む。

民間（企業、NPO等）・・・民間企業あるいはNPO等が主体となって企画運営する研修。主体が民間でない場合は除く。

各種学会・・・学術研究に関わる学会が主体となって企画運営する研修。

その他・・・上記以外の主体が実施する研修。

Q27. 3. (2) ②実施主体別の研修参加回数の考え方を教えてください。

A27. 複数の教員が同一の研修を受講している場合の回数は、「参加人数×参加回数」としてください。例えば、教員20人が1つの研修を受講すれば20回、教員15人が2つの研修を受講すれば30回になります。

【問い合わせについて】

Q28. 調査内容の疑義について、学校から直接文部科学省へ問い合わせをしても構わないのでしょうか。

A28. 以下の調査系統を通して、ご質問下さい。



# （調査システムについて）

## 【入力、集計方法について】

Q29. 今回の調査はどのような方法で報告することになるのでしょうか。

A29. 昨年の調査と同じく、各学校においてエクセル形式の調査票に回答し、csv形式の回答データを提出する方法です。詳しくは下記及び別添のフローチャート図のとおりです。

- ① 各学校は、文部科学省が調査システムを通じて配布するエクセルファイル形式の調査票（以下、調査票。）に当該学校のデータを入力し、メール等の方法にて、所管する教育委員会に提出する。
- ② 調査票の提出を受けた市区町村教育委員会は、域内の学校の調査票を取りまとめ、メール等の方法にて所管の都道府県教育委員会へ調査票を提出する。  
なお、調査票は、文部科学省が各教育委員会に調査システムを通じて配布する集計用プログラムファイルを用いて取りまとめることとする。
- ③ 調査票の提出を受けた都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会は、域内の市区町村及び学校の調査票を取りまとめ、6月4日（日）までに文部科学省にメール等の方法で調査票を提出する。

○提出先はこちら

文部科学省生涯学習政策局情報教育課

E-mail joho-qa@mext.go.jp

電話 03-5253-4111（内線2382）

03-6734-2382（直通）

- ④ データの入力は、各学校に調査票が配布された日より可能とする。

なお、メールを利用することができない学校を所管する教育委員会は、別途文部科学省と協議し指示を受けること。